

倫理委員会規程

2025 年 1 月 26 日制定

第 1 条（目的）

本「倫理委員会」（以下、「委員会」と称する）は「日本語学会倫理綱領」にもとづき設置されるものである。本委員会は、本学会員に対して研究・教育・学会活動等における倫理に関する啓発をおこない、倫理的な問題に関する学会への相談を受け付け、学会としての対応について協議する。

第 2 条（委員会構成）

委員会は、委員長・副委員長を含めた 6 名程度の委員で構成する。委員の任期は、3 年とする。ただし委員の再任はさまたげない。

第 3 条（職務）

- 1 委員会は、「日本語学会倫理綱領」の内容について、広く会員への周知と啓発に努める。
- 2 委員会は、本学会員の研究・教育・学会活動等における倫理的な問題に関する学会への相談を受け付ける。
- 3 委員会は、倫理的な問題に関して、「日本語学会倫理綱領」にもとづき必要に応じて倫理問題調査委員会を立ち上げ、また、他の委員会や理事会等と連携し、学会としての対応を協議する。倫理問題調査委員会については、別に定める。
- 4 委員会は、学会によせられた相談に関する協議結果を理事会に報告し、理事会からの指示を受けて、学会としての回答・通知等をおこなう。
- 5 委員会は、「日本語学会倫理綱領」の内容を必要に応じて見直す。

第 4 条（守秘義務）

委員は、委員会職務の遂行において知り得た情報に関し、守秘義務を負う。

（付則）

- 1 この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条 委員の任期に関しては、2025 年 5 月に選出する委員の任期は 2027 年 5 月までとする。